

# 韓国の青果物の農協間共同出荷法人

主席研究員 藤野信之

## 1 はじめに

昨2012年11月に、韓国 全羅南道A市にある梨を中心とする青果物の農協間共同出荷法人であるA市農協共同事業法人(以下「当法人」)を訪問する機会を得たので、その概要と背景について報告したい。

## 2 A市農業等の概要

当法人の所在地は、韓国南西部にある全羅南道A市内で、首都ソウルの南方300kmにある。A市は全羅南道内最大の農業都市で、農家人口は人口の38%を占め、農業生産上位5大品目が農業生産額の67%を占める。市内の総農家数は1万2千戸である。

農業生産の5大品目は第1表のとおりで、作付面積では米が圧倒的に多いが、生産額では米に次いで梨が2番手につける梨の特産地となっている。

梨生産農家の規模は0.33ha~6.6haで、平均的には1.0ha~2.3haと小規模である。技術によっても違うが、出荷額は1戸当たり3~7千万ウォン(≒210~490万円、1ウォン=0.07円)となっている。管内の農産物売上高に対する市内15農協の取扱額シェアは43.4%と韓国全体の51%<sup>(注1)</sup>から見てやや低い。一方で、A市の管

**第1表 A市の5大生産品目の概要(2008年)**

(単位 ha、トン、千頭、百万ウォン)

	面積	生産量	生産額
米	14,896	72,278	134,689
梨	2,510	73,041	101,832
韓牛	—	34	91,456
養豚	—	180	54,809
メロン	173	5,055	28,360
合計	17,579	150,588	411,146

資料 A市農協共同事業法人

内農産物生産額に対する共選出荷額比率(共選は全て農協単位で実施)<sup>(注1)</sup>は17.1%であるが、全国平均の16%程度よりは高い。

韓国の農協では、委託販売比率と共選率とともに低く、韓国農協中央会を含む農協系統全体での販売力強化のため、その向上が目指されている。委託販売比率等が低いのは、①現在の農協のスタート時点が1961年と相対的に遅く産地商人による集荷が力を持っており、農協も買取集荷で対抗せざるを得なかったこと、②卸売市場の発達が遅かったこと、③このこともあって中央会が小売市場に参入して一定の買取チャンネルを提供したこと、④日本の生産部会のような農家組織が未発達であったこと、⑤大型小売業者の台頭が著しく、産直仕入れが多いこと、⑥即効性を好む国民性等が要因と考えられる。

## 3 当法人の概要

当法人は、2003年から開始した農協間の共同出荷事業である組合連合事業を発展させたものであり、市内15農協の出資を受けて07年7月に設立され、09年9月から運営開始された。職員は13名で、梨・生鮮チームと団体・食材チームで構成されている。取扱品目は、梨、メロン、果菜、学校給食食材で、梨が売上高の47%を占める(11年)。

<sup>(注2)</sup>建物は国のFTA履行支援基金の支援を受けて、国50%、全羅南道35%、市15%の負担で建設されたもので、所有権は市にある。建屋は2階建て、延べ床面積10,794㎡と広く、09年9月に完成した。

主要施設は、梨等の選果機、学校給食の前処理施設、低温貯蔵庫で、選果機の取扱能力は100トン/日(最大1万5千トン/年)、低温貯蔵庫の取扱能力は1千4百トン、学校給食センターの取扱能力は5トン/日となっている。

03年以来9年連続、年平均23%で売上高(買取売上高+委託販売取扱高)を増加させてきており、11年の売上高は310億76百万ウォン(≒2,175百万円)となっている。今後は、2020年の売上高2千億ウォン(管内集荷シェア33%)を目指しており、営業利益段階では赤字だが、出資金の運用益等で純損益は黒字を確保している。

また、当法人利用農家数は、年平均16.7%で増加しており、09年では735名となっている。

販売戦略としては、量販店(E-マート等)への直販を増加させ、卸売市場出荷を減少させており、農家手取価格は卸売市場へ出荷した場合の価格よりも当法人に出荷した場合の方が12%高くなる(09年、年々上回り幅が上昇中)。

また、親環境(有機栽培等)給食市場への食材供給事業に進出しており、今後拡大していく方針を掲げている。

農家との取引形態は、委託販売90%、買取販売10%と、韓国の農協組織としては委託販売の割合が高い。買取販売は、主に輸出用や学校給食用で契約栽培を通じて実施している。手数料率は、①「選別、包装、販売」全てを当法人が行う場合(取扱量の3割)は4%、②「選別、包装」は農協で行い販売だけを当

法人が行う場合(取扱量の7割)は農協から1%を徴求する。

梨、メロンは輸出もしており、A市で生産された梨、メロンは日本、台湾、シンガポール、フィリピン向けに輸出されている。当法人では日本、台湾向けに輸出しており、梨は昨12年11月末に対日初出荷された。

#### 4 背景となる事情

当法人のような事業法人(園芸部門)は、全国で38ある。これは、一つにはFTAが進み、輸入農産物が増加するなかで、国が個別農家への支援では追いつかず、農家の集合体に支援する方策が加えられたことによる。

また、韓国の農協では合併が進まないなかで、農産物のブランドが複数農協の管内にわたって成立しているような場合には、当法人のような法人を設立して、販売力を強化する道が採られている。

さらに、農産物販売力の強化は、昨12年3月の韓国農協中央会の信用・経済分離(中央会プロパー銀行部門および中央会共済部門の子会社化等)の主要な目的になっていたもので、2000年以來の課題となっている。「組合共同事業法人」による産地の出荷体制づくりは04年度から推進されている。

いずれにしろ、求められるのは中央会の販売力(買取を含む)強化であって、「委託販売力」の強化ではないことに留意が必要である。

日本の青果物販売では、農協の広域合併に伴う生産部会・共販組織の統合や、加工・業務用需要への対応が課題となっているが、韓国では異なる条件(農協の生い立ち、規模、国民性、食品産業の零細性等)下で異なる課題に取り組まれているのが注目される。

(ふじの のぶゆき)

(注1)黄義植(2011)「韓国における農協共販事業の展開と戦略」『フードシステム研究』18巻1号。

(注2)FTA履行支援基金とは、韓チリFTAを契機として04年から設置・運営されているもので、特別法に基づいて国の出損によって造成された基金であり、農業の競争力向上等の施策に対する支援を行う。当初1.2兆ウォン、08年からの目標額4.1兆ウォン。